

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

袋井市長 大場規之

市町村名 (市町村コード)	袋井市 (22216)	
地域名 (地域内農業集落名)	袋井東地区 (上貫名・下貫名・新屋・久津部西・久津部東・名栗北原川・不入斗・菅ヶ谷・久津部北・村松下・村松上・村松西)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月17日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

旧東海道松並木が残る袋井東地区は、古くから東西交通の要衝として発展しており、現在では国道1号線沿道の商業施設や工場が多く立地している。また、集落の周辺には基盤整備を行った水田が広がり、水稻の生産が盛んな地域である。現在、認定農業者を中心に営農しているが中小規模の農業者が多く、「農業者の高齢化」「若い世代の従事者不足」が顕著である。また、掛川大地の縁辺部となる北部の村松地区では、日照条件や農業用水の確保など生産性が低い農地もあるため、集積・集約が困難な農地については非農地化を含めた管理方法の検討も必要である。

【アンケート結果(回答数156件)】

①70歳以上74人(47%)、②後継者がいない耕作者62人(82%)、③10年後、農業をやめる31人(42%)

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地区の原野谷川及びその支流に沿って広がる農地では、水稻やいちご、レタス等が栽培されている。
・水田は、ほ場整備が完了しており、小麦や大豆、飼料用米、加工用米等の転作作物の導入による農地の高度利用を図っていることから、今後も優良農地の保全に努めるとともに担い手への農地の集積・集約化や水田の高度利用を推進する。また、荒廃農地の発生を抑制するとともに、再生利用を推進する。
・温室メロン等の施設園芸の振興のため、用途の混在を避けつつ、農業用施設用地としての利用を推進する。
・地区外周の丘陵地帯に点在する樹園地は、主に茶園として利用されており、今後も樹園地としての利用を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	370 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	229 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。
・以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年3月13日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
袋井市大字村松字大谷812番1 1,176㎡

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・将来の集約・集積に向け、耕作状況を記入した地図を活用して検討を行うとともに、新たな情報を書き入れ情報の更新を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・経営農地の集約化を目指すため、農地の貸し借りについては基本的に農地中間管理機構の活用を進める。また、農業者の負担軽減を図るため、利用権から機構への切り替えを推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。本地区は、沖之川、原野谷川流域のほ場整備事業により基盤整備が完了した水田地帯となっている。水田は、今後は、担い手への農地の集積・集約化を進め、生産規模の拡大を図るとともに、大井川用水に係るかんがい排水事業等により補修した用排水路の適切な維持を図ることにより、生産性の高い農業を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業については委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣対策については、地元猟友会を中心に駆除を進めるとともに、市補助制度を活用し電気柵の設置など防除に努める。
- ⑨地域計画区域内で営農型太陽光発電を実施する場合、太陽光発電事業者及び設備下部で営農する者は、農地の利用の集積、集約、その他農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じることが無いように努めるとともに、地域計画の目標達成に努める。